

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『別紙資料』に対する質問への回答 令和7年5月16日

No.	頁	該当箇所		質問内容	回答
		資料番号	項目名		
1	1, 2	別紙資料 1	用地平面図・用地実測図	追加資料として敷地現況図、解体完了後の状況図のCADデータを頂くことは可能でしょうか。	実施要領等に関する質問への回答時、追加資料として合わせて市HPに掲載します。
2		別紙資料 1	用地平面図	隣接する市道と都市計画道路の関係が不明のため、都市計画道路の計画図などを受領することは可能か？	都市計画道路の図面は市からの提供はできません。
3	3	別紙資料 1	越境確認図	計画地から隣地へ塀が越境していると認識しますが、こちらの塀は解体工事の際に撤去され、新築工事着工時には越境は解消する認識でよろしいでしょうか。	解体工事において、当該塀は撤去されません。隣地所有者と市は越境について相互に確認しており、将来塀を改築、再築等する際に越境を解消するものとし、覚書を締結しています。事業者には現状引き渡しとなり、覚書の市の立場を承継し事業を行っていただきます。
4		別紙資料 2	地盤強度	資料では2カ所のボーリング調査データがありますが、建物配置上で事業者が行う調査にて、提案時に計画した構造体が調査データと著しく乖離があるために基礎を含む構造体の変更を余儀なくされる場合の費用は、別途と考えて宜しいでしょうか。	事業者が行う調査等により、万が一、予見できない事象が発見された場合には、実施要領46頁以降のリスク分担表に則り、市と事業者で協議の上、対応を決定します。
5	2	別紙資料 4	解体工事完了後の状況	土地引き渡し時に、別紙資料4に記載なき残置物はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2	別紙資料 4	解体工事完了後の状況	現地を拝見したところ、市道60号線東側の家屋との境界杭が境界ブロック塀の中心あたりにあるように見えますが、全般的に土地引き渡し時に隣地からの被越境があるかご教示ください。	市道北60号線東側のご指摘部分について、境界杭は隣地ブロック塀の脇に設置されており越境はありません。その他を含め隣地からの被越境はないものと認識しています。
7	2	別紙資料 4	解体工事完了後の状況	質疑26と関連して、市道61号線については、まちづくり条例でのセットバック中心3mバックが必要かと思いますが、事業者側で擁壁を解体してセットバック整備を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8		別紙資料 4	解体工事完了後の状況	計画によっては、歩道やバス停を撤去し、位置の変更工事が発生すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9		別紙資料 4	解体工事完了後の状況	四角く線が書かれているものは、残置、又は残置利用されていて、建物か何かが残るのでしょうか。また、その解体費はどうなるのでしょうか。	本敷地内の建物等は、現在施工中の解体工事において全て撤去します。四角い線は、解体工事完了時点の整地において、地盤面に残る高低差部分を表示しているものです。
10		別紙資料 5	3階（屋上）：弓道場の矢道の活用	矢道は安全上の観点からネットやフェンスで仕切る必要はありますか？	要求水準書45頁「3 (2)③エ 21) 弓道場」をご参照ください。
11		別紙資料 5	【駐車場】	公共施設の駐車場、荷捌きは資料では東側に設置しているが、それを正として良いか？その際の東側道路の拡幅等は必要ないか？	要求水準書49頁に記載のとおり、原則、市道北58号線からのアプローチとしています。なお、市道北58号線の計画地側は、本事業において道路中心線から3 m以上の道路後退が必要となります。
12		別紙資料 5	【駐車場】	公共施設の駐車場、荷捌きは資料では東側に設置しているが、その際、まちづくり条例で定めている道路の拡幅以上は必要ないか？	当市まちづくり条例に規定される道路後退以上の部分については、公開空地の配置等も含めた外構計画によります。
13		別紙資料 5	【駐車場】	搬入と車での利用者の動線は同じでも問題ないか？	別紙資料5は配置イメージを示しています。より良い動線計画に関する提案を妨げるものではありません。
14		別紙資料 6	造作家具等一覧	こちらの造作家具の設置は、今回の整備費に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。